

【調査の概要】

1 調査の目的

2018年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2018年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、面 接調査も可能。)
	海面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地方組織 (統計調査員)	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、面 接調査も可能。また、 郵送により配布し、 回収を郵送又は職員 が行うことも可能。)
	内水面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
流通加工 調査	魚市場調査		調査員調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		調査員調査又は オンライン調査

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

5 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査期日

平成 30 年 11 月 1 日現在（流通加工調査は平成 31 年 1 月 1 日現在）で実施した。

7 調査方法

(1) 海面漁業調査漁業経営体調査

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、調査対象から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

8 調査項目の見直し

(1) 海面漁業調査漁業経営体調査

ア 個人経営体の漁業に従事した世帯員のみについて男女別、年齢階層、海上作業従事日数、海上作業従事日数が最も多かった漁業種類等を把握してきたが、団体経営体の経営主や海上作業・陸上作業において責任のある者（役員等）及び雇用者であって船長や漁ろう長等の役職に就く者についても個人経営体の漁業に従事した世帯員と同様の事項を新たに把握した。

また、いずれの者も海上作業従事日数だけでなく、陸上作業を含む自家漁業の従事日数を新たに把握するとともに、海上作業日数が多かった漁業種類を 1～3 位まで把握した。

イ 個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方針の決定に関わっているかどうかを新たに把握した。

ウ 漁業経営体が営んだ漁業種類について、「その他の魚類養殖」に含めていた「とらふぐ養殖」を分離するとともに、「とらふぐ養殖」の養殖場の施設面積を新たに把握した。また、「まぐろ類養殖」としていた名称を「くろまぐろ養殖」に変更した。

エ 漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が多いものを 1～3 位まで把握するとともに、販売金額の多い魚種を 1～3 位まで新たに把握した。あわせて、動力漁船についても出漁日数及び販売金額が多い漁業種類を 1～3 位まで新たに把握した。

オ 漁業経営体における漁獲物・収獲物の販売金額について、階層選択の項目を維持するが、最上位階層（10 億円以上）に該当する場合に限り新たに実額を把握した。

カ 漁業経営体における漁獲物・収獲物の出荷先について、外食産業を追加するとともに、消費者への直接販売の状況を詳細に把握するため、消費者に直接販売のうち、自営の水産物直売所、その他の水産物直売所、他の方法を追加した。

キ 漁業以外に行った事業について、個人経営体のみ自営業の水産加工業、民宿、遊漁船業及びその他並びに勤めの区分で把握してきたが、漁家レストラン、農業、小売業を新しく区分に追加し、団体経営体も同様の内容を新たに把握した。

ク 以下の調査項目は削除した。

- (ア) 個人経営体における漁業従事世帯員の使用した動力漁船の大きさ
- (イ) 個人経営体における遊漁船業の利用者数
- (ウ) 個人経営体の雇用者数や団体経営体の従事者数の居住地区別人数

9 集計方法

未記入の回答必須項目のある調査票については、

- ① 当該調査票の回答の得られた項目との関係で補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票を結果表として集計した。

なお、有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

区 分	調査票配布数	有効回答数
海面漁業調査		
漁業経営体調査 (1)	79,916	79,067
海面漁業地域調査 (2)	2,132	2,132
内水面漁業調査		
内水面漁業経営体調査 (3)	4,822	4,772
内水面漁業地域調査 (4)	1,060	1,060
流通加工調査		
魚市場調査 (5)	809	803
冷凍・冷蔵、水産加工場調査 (6)	9,039	8,753

注：1 「調査票配布数」とは、2013年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取りによる補正や、統計調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。